（対象下請負者等明示用）

**あなたが締結する契約は、「対象公契約」に係る業務であるため、**

**労働関係法令遵守状況報告書を提出する必要があります。**

　対象公契約に係る業務を行う事業者は、労働関係法令の順守状況や改善措置について京都市交通局に報告する必要があり、下請負契約、再委託契約又は派遣労働者に当該業務に従事させる契約を締結しようとするときは、当該報告の提出が必要な対象公契約に係る契約であることをその相手方である事業者に知らせることが義務付けられています。

（京都市公契約基本条例第１９条）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象公契約の番号 |  | 対象公契約の名称 |  | | 対象公契約の契約期間 |  |
| 対象受注者（当局と公契約を締結している事業者） | 所在地 | | | | | |
| 商号又は名称 | | | 代表者の氏名 | | |
| 担当者氏名 | | | 連絡先電話番号 | | |

１　一次下請、二次下請、再委託、再々委託、人材派遣等を問わず、対象公契約に係る業務を行う事業者は、当該業務に係る契約を締結してから１箇月以内に、対象受注者に労働関係法令遵守状況報告書を提出してください。

２　既に対象受注者に提出した労働関係法令遵守状況報告書のうち労働関係法令の遵守状況に関する事項に変更が生じた場合は、遅滞なく労働関係法令遵守状況報告書記載事項変更届を対象受注者に提出してください。

３　労働関係法令遵守状況報告書の「労働関係法令の遵守状況に係るチェック項目」の、「いいえ」に「○」を記入した場合、法令上の義務がない場合を除き、原則として対象公契約に係る業務の下請等の契約締結から６箇月以内に、改善措置を講じた上で、京都市交通局に措置結果報告書を提出してください。

４　対象公契約に係る業務について、更に下請等の契約を締結する場合は、この文書を使用するなどして、本業務が対象公契約に係る業務であることを、下請等の相手方となる事業者に必ず知らせてください。

５　公契約基本条例に違反し公表されている事業者とは公契約に係る業務について下請契約等をしないでください。

　　　　〒６１６－８１０４

京都市右京区太秦下刑部町１２番地

　　　　京都市交通局企画総務部総務課

　　　　　ＴＥＬ：０７５－８６３－５０９５　ＦＡＸ：０７５－８６３－５０９９

　　　　　　ホームページ

[http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.htmlhtml/rizai/chodo/)

[html/rizai/chodo/](http://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.htmlhtml/rizai/chodo/)